

大洲市 第2期行政改革大綱

平成22年度～26年度

【目 次】

はじめに	1
第1 第2期行政改革大綱の策定にあたって	2
第2 計画期間	2
第3 行政改革の基本的な考え方	3
■ 時代に合った事業・公共サービスの提供	3
■ 効率的な行財政運営	4
■ 行政の役割の明確化	4
■ 市民・地域と情報の共有、わかりやすい情報提供	4
■ 市民や地域との協働	4
■ 組織・機構の再編及び定員管理の適正化	4
■ 信頼される職員の育成	4
第4 改革基本項目	5
■ 事務事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）	5
■ 外部委託（アウトソーシング）の推進	5
■ 健全財政の維持	6
■ 自主財源の確保	6
■ 市民サービスの向上	6
■ 地域・市民との協働の推進	7
■ 定員管理の適正化	7
■ 組織・機構の改革	7
■ 職員の意識改革と人材育成	7
第5 実践と公表について	8
第6 行政改革推進体制	9
第7 行政改革大綱・集中改革プランと他の計画の連携	10
資料編	
■ 大洲市行政改革推進懇話会委員名簿	11
■ 要綱	12
■ 策定の経緯	16

●はじめに

平成17年1月の1市2町1村の市町村合併により、新しい大洲市として船出をし、次期時代を切り拓く航海も5年目の日々を迎えました。

昨今、国全体が景気や雇用面など明確な回復が中々見込めず、また、国の三位一体改革をはじめとする構造改革による影響が継続する中で、地方の財政状況もなお一層厳しさを増し、国も大規模な財政出動による景気・雇用対策を打ち出しますが、地方においては未だ先行き明るさを見ない状況にあります。

そのような中であって、当市は総合計画に掲げる「きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を目指して、夢を形へと前向きな取り組みを実施いたしております。市立図書館の開館をはじめ、市内中心部を回る循環バスの運行、産業振興に向けての地産地消事業等に取り組んでまいりました。今後も、企業誘致をはじめ雇用環境の改善を図り、活力ある地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

一方、合併後、効率的・効果的な行財政運営や、積極的な財政の健全化を柱とした第1期(平成17～21年度)の行政改革に今日まで真摯に取り組んでまいりました。市民の皆様のご協力により、徐々にではありますが、財政状況も改善方向に向かって前進しています。しかし、税収や地方交付税の動向を見ても今後の地方財源の減少は避けられず、当市も今しばらく財政運営上厳しい状況が続くものと判断されます。

しかしながら、今後、ますます、多様化・高度化する市民の皆様のニーズや学校耐震化などへの課題、そして、中長期的な財政需要に対して適切な対応を行い、限られた財源を有効に活用し、計画的な事業の展開や効率的な行財政運営を推進し、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちづくりを目指さなければなりません。そのためにも、第1期の行政改革を踏まえ、次代に合った行政改革を継続して計画推進し取り組むことが最重要課題であると考えます。市民の皆様方におかれましても、市行政運営全般に対するご意見やご助言、並びに大洲市の明るい未来へのまちづくりの実現に向けてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成22年6月

大洲市長 清水 裕

大洲市第2期（平成22年度～26年度）行政改革大綱

第1 第2期行政改革大綱の策定にあたって

平成17年1月11日に1市2町1村が合併し、新大洲市として歩み始めて5年目を迎えました。この間、平成17年度に、第1期行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、新しい大洲市としての「行財政改革」に取り組んできました。この改革の主要な内容は、市の最大の課題である厳しい財政状況を改善することであり、徹底した歳出の抑制をはじめ財政の健全化を最優先にした取り組みを行いました。138項目の集中改革プランに取り組んだ結果、財政状況を示す指標等も改善の方向に向かっています。しかし、今後においても、社会情勢や自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、第1期改革の基本姿勢の継続は重要です。

大洲市としては、これら第1期の行政改革を踏まえ、次期計画においては、市総合計画に位置付けている「きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」のまちづくりを目指していく中で、今後、当市が安定した行財政運営が持続できる基盤づくりに取り組むことが重要と考えます。そのために、この新しい大綱を基本とした第2期の行政改革に取り組めます。

また、この行政改革が、「元気な大洲」「素晴らしい大洲」を次の世代に残せる礎となるよう、次の3つの「C」への取り組みにより、市民の皆様と一緒にまちづくりに努めます。

【チャレンジ (Challenge)】

・・・大洲市は、新しい課題や困難な仕事に積極的に取り組みます。

【コラボレーション (Collaboration)】

・・・大洲市は、がんばる市民をみんなが応援する、市民が主役のまちづくりに取り組みます。

【チェンジ (Change)】

・・・大洲市は、新しい日本、新しい愛媛を見すえて、次代の子どもたちに引き継ぐ新しい大洲市づくりに取り組みます。

第2 計画期間

本大綱の計画及び実施期間は、平成22年度から26年度までの5年間とします。

第3 行政改革の基本的な考え方

第1期の行政改革は、限られた財源を事業の選択と集中により、市民サービスの向上に結び付けることを主眼においた改革に取り組みました。しかし、地方分権が加速する時代の中で、事業やサービスの「量」を削減する改革手法は限界を迎えつつあります。これからの行財政運営は、地域の実情・課題を踏まえ、限られた予算や職員体制の中で、市民生活の安全・安心に結びつく施策や事業等を、より着実に実施することが求められています。そのため、今後は、公共サービスや事業の「質」の向上、今まで以上に「効率性」に重点を置く改革へと視点を変える（シフトする）ことで、市民生活の向上や地域の発展に努めてまいります。また、多種多様化する地域や市民のニーズに対応し、サービスの向上を図るため、職員の資質の向上や内部統制の強化に努め、次代を担う人材育成に取り組みます。

第2期行政改革への取り組みが、5年、10年先に、大洲市が安定感のある効率の良い自治体運営を続けるため、そして、市民にとって満足度の高いサービスと質の高い施策を提供できるための基盤づくりにつながる改革として位置付けます。

<改革への取り組み>

- 時代に合った事業・公共サービスの提供
- 効率的な行財政運営
- 行政の役割の明確化
- 市民・地域と情報の共有、わかりやすい情報提供
- 市民や地域との協働
- 組織・機構の再編及び定員管理の適正化
- 信頼される職員の育成

■時代に合った事業・公共サービスの提供

社会保障をはじめ、行政が“公共サービス”として取り組む範囲がますます広くなりつつある今日、今後もさらに膨らむであろう多様な行政ニーズに対する的確な対応と安定したサービスの提供が重要となります。そこで、時代に合った公共サービスの提供に努めます。

■効率的な行財政運営

人口の減少や高齢化が進む中、財政状況は市税・地方交付税の減少など縮小傾向が続いています。行政評価制度の実践をはじめ、事務事業の見直しやコスト意識を持った事業運営に取り組み、効率化を図り、財政の健全化、質の高い公共サービスの向上につなげ、持続性のある行財政運営を目指します。

■行政の役割の明確化

多様化する行政サービスに対して、住民・地域・各種団体自らが行政事業に参画できる環境整備が求められています。今後は、「公共サービス」の実施主体や役割分担について、事業内容の検証や精査により、特に行政自らが担うべき役割の明確化に努めます。

■市民・地域と情報の共有、わかりやすい情報提供

市民目線での施策や事業を実施するために、行政情報の開示を積極的に行い情報を共有することで、今まで以上に市民・地域との距離を近づけることが求められています。行政情報のわかりやすい提供を目指し、市民の意識の中に行政事業への関心を高め、事業への参画に対する意欲の高揚を図ります。

■市民や地域との協働

市民の価値観が多様化・複雑化する今日、住民自治の課題等に自主的に取り組む団体や組織の活動が行なわれています。このような団体や組織と協働できる関係（パートナーシップ）の形成、また、外部委託（アウトソーシング）なども含めて、心のこもった公共サービスに協働で取り組む体制を整え、自治意識の高揚や地域の活性化につなげます。

■組織・機構の再編及び定員管理の適正化

時代の要請や今後の社会情勢の変化など幅広い行政課題に的確な対応が出来、公共サービスの低下を招くことのない効率的な行政組織・機構の編成を目指します。それに伴い、定員管理の適正な推進を図ります。

■信頼される職員の育成

職員一人ひとりが全体の奉仕者として全力で職務に専念すべく、サービスの基本である法令遵守（コンプライアンス）の意識の徹底と、内部統制の強化に取り組めます。

また、地方分権の進展に適応できる職員の育成・研鑽を通して市政への信頼の向上に努めます。

第4 改革基本項目

このような考え方を踏まえ、第2期行政改革大綱では、次の9つの改革基本事項を設け、集中改革プランの中で具体的な実施計画を策定することとします。

<改革基本事項>

◆事務事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）

◆外部委託（アウトソーシング）の推進

◆健全財政の維持

◆自主財源の確保

◆市民サービスの向上

◆地域・市民との協働の推進

◆定員管理の適正化

◆組織・機構の改革

◆職員の意識改革と人材育成

◆ 事務事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合等）

行政が運営する事務事業については、今後、さらなる点検・評価を実施し、「最少の経費で最大の効果を上げる」ための取り組みを検討していく必要があります。現在、取り組んでいる行政評価制度による事務事業の精査を行うことで、「選択と集中」による事業や施策等を実施するとともに、「必要性」や「効率性」を見極め、行政の役割や責任の明確化を図ります。また、事務事業のコストを見直すだけでなく、安全性や緊急性などに配慮した市民サービスの向上に取り組めます。

◆ 外部委託（アウトソーシング）の推進

外部委託（アウトソーシング）は、自治体の行う業務の中で、その業務の全部若しくは一部を外部（民間等）に委託することです。（法律に基づく業務を除く）。

外部委託を推進する事業には、「施設の管理運営」や「定型的な事務事業」が

あげられます。職員が日々取り組む事務事業も外部委託（アウトソーシング）の対象として業務の効率化を図ります。

「民間でできることは民間へ」の視点に立ち、「指定管理者制度」、「民営化」、「PFI事業※」の活用、「業務委託」、「雇用形態の見直し」、さらには、地域・住民との「協働」などの手法を推進します。事業費削減の効果の面だけでなく、民間の優れた技術や地域組織・人材の有効活用などにより市民サービスの向上を図ります。

※PFI【Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）】

事業とは・・・公共事業の実施にあたり、民間の資金や経営・技術能力を活用し、公共施設などの設計・建設、維持管理・運営などを行政と民間が協同して行う運営手法です。

安価で優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としています。

◆ **健全財政の維持**

持続可能な財政構造の確立に向け、引き続き健全財政の維持に努めます。

公債費負担適正化計画、中長期財政計画等をもとに、選択と集中による効率的な事業推進を行い、安定した財政運営に取り組みます。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率など新しい財政指標のわかりやすい公表に努めます。

◆ **自主財源の確保**

自主財源の確保を目的として、市有財産の有効活用や企業広告の拡充、併せて、受益者負担の適正化に取り組みます。また、市民サービスの根幹となる税等の収納率向上を目指し、今後もより効率的・効果的な収納業務に努めます。

さらに、安定した自治体経営や活力ある地域づくりを目指し、企業誘致促進をはじめとする雇用の創出や確保に向け交流・定住人口の増加につながる施策を展開します。また、地元産業・企業への積極的な指導・支援を行います。

◆ **市民サービスの向上**

窓口サービス・公共施設等の利用をはじめ地域や市民の声を広く把握するとともに、ICT（情報通信技術）の積極的な活用により事務処理の簡素化・合理化を図り、市民の目線に立った公平でより質の高い市民サービスの提供に努め、市民満足度の向上に取り組みます。

◆ 地域・市民との協働の推進

大洲市では、地区自治会や区長会をはじめとする各種団体が、自らの意思で地域活動に取り組まれています。この自主的・自立的な活動を支え、地域や市民自らがまちづくりの主役となるよう、人・組織等を活かせる行政運営の実施に努めます。

また、限られた財源の中で、「地域として真に取り組む課題」に向けての活動支援、新しい公共の担い手として地域や市民との協働で公共サービスの提供を行える体制づくりに取り組みます。

◆ 定員管理の適正化

平成17年度以降の10年間で100人以上の職員削減を基本とした定員適正化計画（平成17年度～21年度）に取り組み、職員数の削減を図りました。5年間で96人を削減しており、当初の計画（5年間で45人）を上回っています。

引き続き、良質で効率的な行政サービスが提供できるよう人材育成に取り組むとともに、平成22年度から5年間の定員適正化計画（58人以上の削減目標）による適正な定員管理に努めます。

◆ 組織・機構の改革

平成20年12月に実施した行政改革に関する職員アンケートによると、市全体の組織・機構、そして、本庁・支所間の連携や機能のあり方について、今後も検討する必要があるとの結果が出ています。

市民の目線に立ったサービスの提供、公平性が保たれ透明性のある行政運営に取り組むために、限られた人材をより効率的に活用し、また、分権により権限移譲が進む中、多様化する行政課題に柔軟に対応し、これからの大洲市に相応しい行政運営体制の構築を図ります。

合わせて、地域（自治会組織など）や市民の参画と連携により、地域づくりを協働で推進する組織・機構の改革にも取り組みます。

◆ 職員の意識改革と人材育成

地方分権を推進するためには、市民ニーズに合ったきめ細かい行政サービスが提供できるよう、行政組織全体としての意識の改革がますます重要となっています。

す。職員一人ひとりがコスト意識や経営感覚を持ち、政策、判断、そして、市民への説明責任を果たし適切な対応ができる能力開発に向け、現在取り組みを進めている人事評価制度や積極的な職員研修により、職員の資質、公務能率の向上と組織の活性化を図ります。

また、公務員倫理の確立、服務規律の遵守と綱紀肅正の徹底を図るとともに、公金等の取り扱いに係る検査体制の強化に努めます。

第5 実践と公表について

▲ PDCAサイクルによる実践

行政改革の取り組みは、「PDCAサイクル」の考え方を基本に進めることとします。事業目標に基づき、計画(Plan)を策定して、実行し(Do)、その評価を行い(Check)、評価の結果を踏まえた改善・見直し(Action)を行います。

▲ 集中改革プランの策定

第1期の大洲市行政改革の取り組みと同様、これからの大洲市の行政改革の方向性を示すこの大綱に基づき、具体的に取り組む内容を「大洲市集中改革プラン」として策定します。

▲ 公 表

大洲市が取り組む行政改革の状況は、市のホームページや広報等で公表します。

第6 行政改革推進体制

(1) 行政改革検討委員会

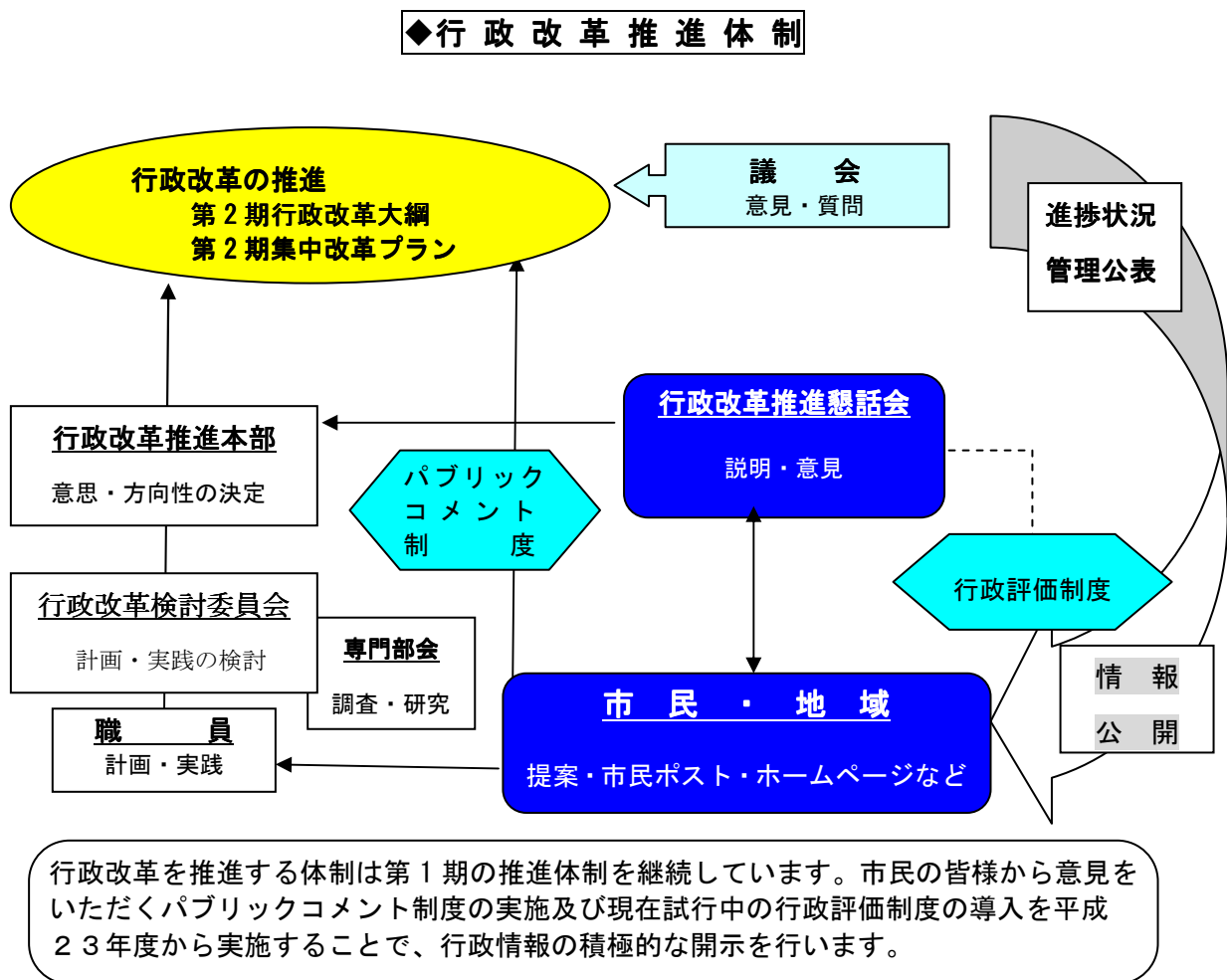
- ・支所長、課長で組織する庁内の検討会（委員長—企画財政部長）
行政改革の推進・実践にあたり全庁的視点において検討する委員会
専門部会を置き調査研究を行ないます。

(2) 行政改革推進懇話会

- ・市内の有識者など市民の代表で組織する会
行政改革の推進にあたり、方向性や内容等に対して意見をいただきます。

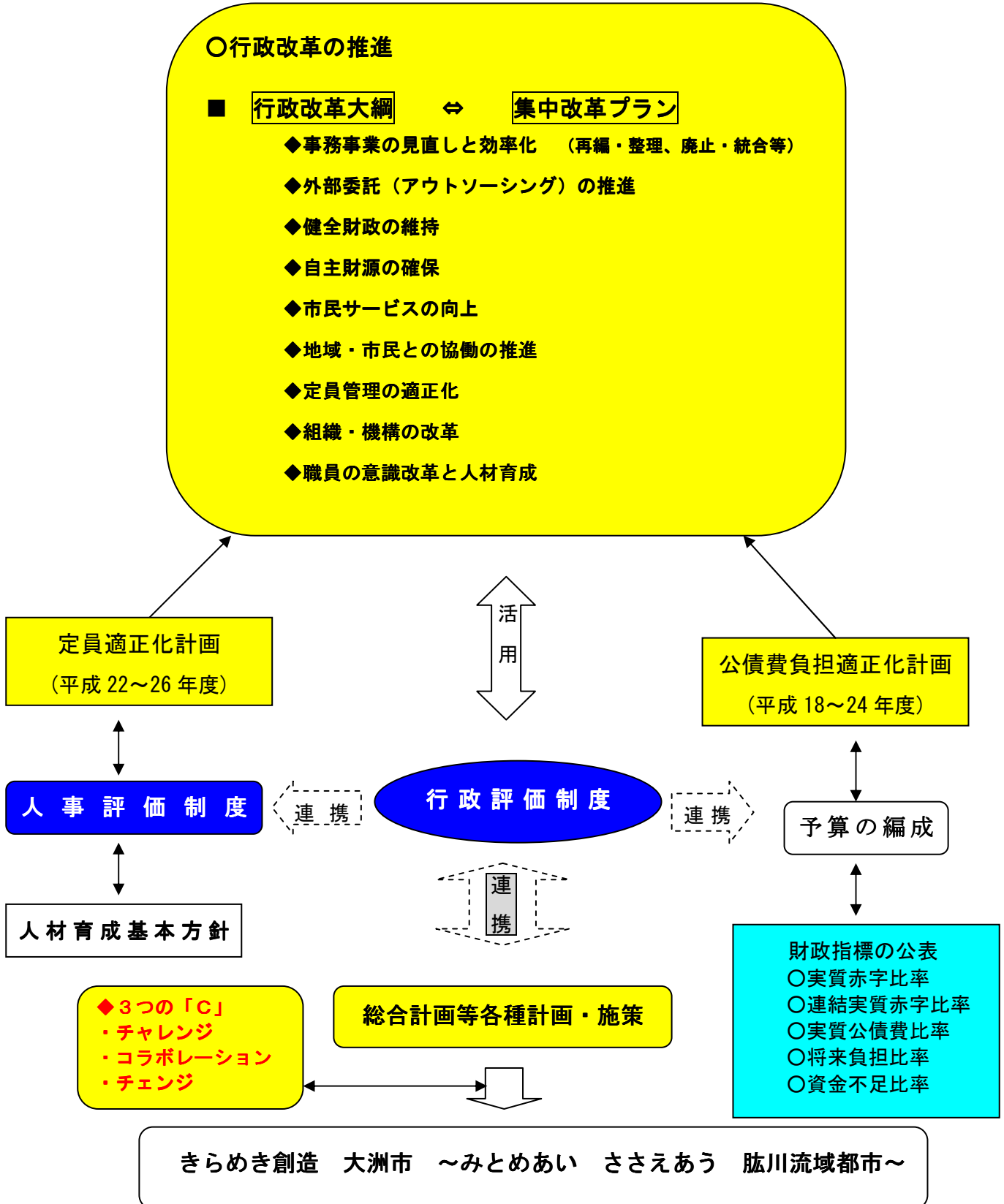
(3) 行政改革推進本部（庁議）

- ・市長、副市長、部長で組織する庁内の意思決定機関（本部長—市長）
大綱や集中改革プラン等、検討委員会の提案や懇話会からの意見をもとに、
市の行政改革の計画や実践にあたり方向性を決定します。



第7 行政改革大綱・集中改革プランと他の計画の連携

行政改革大綱及び集中改革プランは、他の制度や計画との連携により効果的な推進を図ります。そして、健全で効率的な行財政運営を持続させていく体制を確立し、市民・職員が目線を合わせた自治体運営を目指します。



■ 大洲市行政改革推進懇話会委員名簿

大洲市行政改革推進懇話会においては、下記の市民の皆様より貴重なご意見を賜りました。

大洲市行政改革推進懇話会委員名簿

◎：会長 ○：職務代理者

氏 名	職 名
上岡 茂	川上商工会会長
上田 哲男	大洲市区長会長会会長
大塚ミツル	大洲商工会議所女性会副会長
久保 登	(株)アイテック代表取締役社長
清水 吉則	大洲市区長会長会副会長
○菅野 隆次	大洲市観光協会会長
◎田上 隼藏	大洲市社会福祉協議会会長
武田 麗子	愛媛たいき農業協同組合女性部部長
田淵 博幸	愛媛たいき農業協同組合常務理事
日高 照友	長浜町商工会会長
三好 康子	大洲市連合婦人会会長
村上 美和	大洲市 PTA 連合会副会長
森 繁夫	大洲市区長会長会副会長
矢間栄津美	人権擁護委員
吉岡 重則	大洲市区長会長会副会長

(敬称略 50音順)

■ 要綱

大洲市行政改革推進本部要綱

平成17年7月1日
大洲市要綱第103号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、大洲市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長及び部長級以上の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(行政改革検討委員会)

第6条 本部長は、効率的な行政運営に関して調査研究を行うため、行政改革検討委員会をおく。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

大洲市行政改革検討委員会要綱

平成17年7月1日
大洲市要綱第104号

(設置)

第1条 大洲市行政改革推進本部要綱第6条の規定に基づき、大洲市行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 事務・事業の見直しに関すること。
- (2) 民間委託等の推進に関すること。
- (3) 事務事業の庁内評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、行政改革推進に係る事務改善等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次の表に掲げる職にあるものをもって充てる。

委員長	企画財政部長
副委員長	総務課長
委員	支所長 人事秘書課長 企画調整課長 高齢福祉課長 社会福祉課長 都市整備課長 下水道課長 農林水産課長 商工観光課長 教育総務課長 生涯学習課長

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の表に掲げる委員のほか、臨時に委員を任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務及び会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要に応じ専門の事項について調査研究するため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）をおくことができる。

2 部会長、副部会長及び部会員は、委員長が指名する。

3 部会長は、部会を総理し、副部会長は部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、部会において調査研究した結果について委員長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

大洲市行政改革推進懇話会要綱

平成17年7月1日
大洲市要綱第102号

(設置)

第1条 大洲市における行政改革の推進に当たり、市民の意見を求めるため、大洲市行政改革推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の推進について意見を述べること。
- (2) 行政改革の推進状況について報告を受け、これに対する意見を述べること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲で市長が定めるものとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初に招集する懇話会は、市長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

■ 策定の経緯

年月	調査・検討・協議等	推進本部	検討委員会	懇話会
平成 21 年 7 月			(7 月 22 日) 第 1 回 基本方向の確認	
8 月				
9 月				
10 月			(10 月 8、30 日) 第 1、2 回専門部会 新規改革案検討	
11 月	大綱・集中改革プ ラン項目の各課検 討		(11 月 9 日) 第 3 回専門部会 新規改革案検討	
12 月				
平成 22 年 1 月		(1 月 29 日) 幹部会 素案の確認・検討	(1 月 14 日) 第 4 回専門部会 素案の確認 (1 月 28 日) 第 2 回 素案の確認	
2 月	(2 月 24 日) 素案の市議会への 中間報告	(2 月 9 日) 幹部会 素案の確認 (2 月 12 日) 素案の確認・検討		(2 月 18 日) 第 1 回 委員委嘱 素案説明・検討
3 月	(3 月 15 日～ 4 月 14 日) パブリックコメン トの実施			
4 月				
5 月			プラン追加項目確 認	(5 月 27 日) 第 2 回 プラン追加項目確 認・検討
6 月	(6 月 1 日) 市議会への報告	大綱・プランの確 認、決定		